

川越市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成29年4月24日 午前10時
- 3 閉 会 平成29年4月24日 午後0時5分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長上野 正、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長中村健二、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介、都市計画部都市景観課長大澤 健

8 前回会議録の承認

平成28年度第15回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第1号 川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を変更することについて
都市景観課長

川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画については、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、当該保存地区の保存に関する基本計画を定めたものである。

変更の趣旨は、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項の規定に基づき、川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画における第5章の文章中における記載内容を一部変更するものである。変更の概要としては、川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画、第5章「3. 防災施設等の整備」の文章中の記載内容について、新たに策定した川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画と整合を図るため、内容及び用語等を改めようとするものである。具体的には、文章の前段に防災計画に基づく「住民等の防災意識の醸成、普及啓発、自主的な防災活動の推進」について記載したうえで、後段でこれと併せた「防災設備や構造物の構造補強等」の施設整備について記載するものである。また、文章中の用語についても現状に適した表現とするため「防災施設」を「防災設備」に、防災設備の「整備」を「整備

拡充」に、「避難路」を「避難経路」にそれぞれ改めようとするものである。

委員

今回の変更については、防災計画を昨年度策定し、地元住民が行政に頼らない、自主防災活動を推進することを目的としているのか伺いたい。

都市景観課長

平成13年度に最初の防災計画が策定された。その内容は、防災設備の整備を中心にしたものであったが、平成28年度に策定された防災計画では、防災設備の整備だけでなく、住民による自助・共助を重視した防災活動を優先的な取組として位置付けることも含めた内容になっているところが主な変更点である。

委員

伝統的建造物の保存修理における修理費の補助率について伺いたい。

都市景観課長

補助率は、80%以内である。

委員

今後の伝統的建造物群保存地区における方針があれば伺いたい。

都市景観課長

本市が伝統的建造物群保存地区として国から選定されたのは平成11年であるが、それ以前から保存地区の周辺も含めたマンションへの土地利用の転換が懸念されていた。そういった時代状況の中で歴史的な景観に影響が及ばないようにするため、様々な基準を設けて対応を図っており、今後も影響が出ないように運用を図っているところである。

委員

今後は、貴重な建築物を保存するだけでなく、公開しながら活用を図っていくことが求められていると思うが、本計画との整合をどのように図っていくのか伺いたい。

都市景観課長

保存計画の中には伝統的建造物の公開に関する具体的な内容については記載されていない。しかし、伝統的建造物に特定された建物は、通常望見できる範囲の外観を公開することが定められている。現在は、133件が伝統的建造物に特定されており、その多くは商店になっていることから建物の利用状況の範囲で公開してもらっている状況である。

委員

以前に伝統的建造物的について周知するようなパンフレットを配布するとしていたが、その状況について伺いたい。

都市景観課長

都市景観課の窓口において、伝統的建造物に特定された物件について紹介したパ

ンフレットを配布している。

委員

観光課や観光協会等と連携して周知活動を行っているのか伺いたい。

都市景観課長

文化財保護課において伝統的建造物群保存地区について紹介する内容を含むパンフレットを作成し、周知を図っている状況である。

委員

現在が一番街では、市外からのテナントが多くなっている。そのため、本市の伝統的建造物の重要性を伝える取組を行っているのか伺いたい。

都市景観課長

現在の地区内では、伝建チェーンといわれるようなチェーン店も市外から進出しており、古くから営まれてきた文化を継承できるのか危機感がある。しかしながら、伝統的建造物として特定するにあたり、保存対策調査を実施するが、その際に所有者に対して建物が有する重要性について説明するだけでなく、特定された場合には建物を保存するにあたりどのような維持管理をしていけばよいか丁寧に説明している。そういった協議・調整の中で所有者から、テナントに対しても本市の意向に沿った内容を説明してもらっており、借主も本市の考え方を理解して利用をもらっている。また、防災計画では、自主防災組織の設立など防災対策に関する体制づくりの促進が謳われているが、伝建地区では既に消火訓練を複数回実施しており、この消火訓練にテナント側からも積極的に参加している状況である。現在の状況は、とても良好な関係を築けていると考えている。

委員

一番街における都市計画道路中央通り線及び都市計画道路三田城下橋線における都市計画道路の整備計画の状況について伺いたい。

都市景観課長

都市計画道路における議定線の問題について、一番街については、平成11年の伝統的建造物群保存地区の都市計画決定に併せて、都市計画道路中央通り線の札の辻から仲町交差点までの区間に限り、現道幅へ縮小変更をしている。なお、都市計画道路三田城下橋線については、以前の議定線がそのまま残っており、今後、伝建地区の拡大などのまちづくりを検討することが生じた場合、状況によっては都市計画道路の幅員の見直しについても検討する必要がある。

委員

現在が一番街は、観光客を多く誘導しているが、道路の交通量も多く、一方通行などの手法も難しいため、観光客を安全にもてなす道路が整備されていない状況である。観光客に対する安全確保については、どのように考えているのか伺いたい。

都市景観課長

都市景観課における所管の範囲では、伝統的建造物の保存が第一であり、保存した建物をどのように活用するかが重要である。この保存・活用から観光に結びつくと思うが、伝統的建造物群保存地区に選定された平成11年は、観光客も現況よりかなり少ない状況であった。その後、爆発的に観光客が増加したこともあり、本市の対応が追い付いていないのが現状である。市内中心部への流入交通の対応策として都市計画道路川越北環状線の整備が進められている。都市計画道路川越北環状線が整備された場合には、車の流れが変わるため市内中心部への通過交通量が緩和されるのではないかと考えている。また、一番街における一方通行や歩行者天国の対応については、交通政策課を中心とした関係部署で検討が進められている。また、本市の観光全体で考えた場合には、新たな観光の魅力を再発見するような取組が必要であると考えている。一番街に集中にしている観光客の回遊を整理し、新たに見出した観光場所へ観光客を誘導することにより、一極集中の観光地ではなく、分散型の観光地へ移行が図れ、一番街における集中も緩和できるのではないかと考えているところである。そういった取組の1つとして当課では、川越百景の取組を行っており、選定した場所をめぐる観光ルートを推奨することにより、一番街の集中を緩和するだけでなく、新たな本市の魅力を創出することにつながると考えている。これには、観光課など関係各課との連携が必要であると考えている。

教育長

平成28年度に実施された包括外部監査との関係について説明願いたい。

都市景観課長

現在、133件の伝統的建造物が特定されているが、その多くで自動火災報知機等が設置されていない状況である。自動火災報知機を設置する場合には、約200万円の費用がかかることから、建物の所有者において負担が大きく整備が進まない状況である。新たに策定された防災計画では、防災設備の整備拡充を図ることが明記されていることから、今後も所有者と協議・調整し、防災設備の整備が進むよう努めていきたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

教育長

議案第2号及び議案第3号は関連のある議案であることから、一括での説明をお願いしたい。

**日程第2議案第2号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を
求めることについて**

教育総務課長

平成29年度当初より職及び職制の見直しを実施する予定であったことから、関係する規則及び規程について必要な一部改正を行ったものである。

改正の内容については、職及び職制の見直しに伴い、各規則及び規程において、

副主幹等の専決事項及び代決事項を明確にするため、必要な規定の整備を行ったものである。具体的には、副主幹（副主幹を置かない場合にあっては主幹）の専決事項であった、「軽易な照会に対する回答」及び「公簿の閲覧及び公簿による軽易な証明」について規定するとともに、代決権についても明確に規定したものである。

本来、教育委員会規則その他教育委員会の規程の制定又は改廃を行うためには、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号に基づき、教育委員会会議の議決により決裁しなければならないものである。しかしながら、今回の対応について緊急に処理する必要がある、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、教育長が平成29年3月31日に対応したところである。

そのため、教育長が臨時代理した内容について、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。なお、改正した規則及び規程の施行日については、平成29年4月1日から施行したものである。

委員

今回、関係規則及び規程を改正した趣旨は、どういったことであるか伺いたい。

教育総務課長

昨年に改正した内容であったが、国から、わたりの解消にあたり副主幹における専決権及び代決権について明確に規定するよう指示があったことから、関係する各規則及び規程について副主幹等の専決事項及び代決事項について明確にしたものである。

委員

軽易な照会とは、どういった内容であるか伺いたい。

教育総務課長

庁内において毎年行っている定型的な照会や他市からの事業に関する照会など、市の意思決定を伴わないような照会などである。

委員

代行を代理に改めた理由について伺いたい。

教育総務課長

代決事項を明確にするとともに例規における表現を統一するため、代行を代理に置き換えたものである。

教育総務部長

本市における条例や規則では、あまり「代行」という表現は使われていないため、規定を整理するにあたり「代行」を「代理」と置き換えることにより、表現の統一を図ったものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第3号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を

求めることについて

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第4号 川越市小堤集会所運営委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第5議案第5号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第6議案第6号 川越市就学支援委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

10 報告事項

1(1) 平成28年度川越市立学校職員の人事評価実施結果報告について

(非公開)

2(2) 平成28年度におけるいじめ問題への対応と今後の取組について

副部長兼教育指導課長

平成28年度におけるいじめ問題への主な対応の1つ目は、アンケート調査の実施である。具体的には、児童生徒に対してアンケートを年2回実施し、保護者アンケートは12月に1回実施したところである。アンケートによりいじめとして認知された件数は、小学校で69件、中学校で58件、特別支援学校及び市立川越高等学校は0件、合計127件であったが全て対応し、重篤な案件はなかった。2つ目は、ネットパトロール及びいじめ相談電子窓口を通年で実施し、報告及び相談のあった44件について全て対応したが、重篤な案件はなかった。3つ目は、研修会の実施である。各種教職員に対する研修会において、いじめ問題の対応に係る内容を取り上げ、いじめの未然防止に向けた取組の推進、いじめの適切な認知と対応、いじめ問題における関係機関との連携について周知・徹底を図った。4つ目は、川越市いじめ・不登校対策検討委員会における「児童生徒の手で築く「いじめをしない学校」を目指して」というリーフレットの作成である。本委員会においてリーフレットを作成し、児童生徒の発達段階に応じて児童生徒が自ら考え、自ら行動する態度を育むための取組を推進するため、市内における各学校の全教職員に対してリーフレットを配布し、リーフレット活用に関する生徒指導主任等研修会を開催した。5つ目は、校種間連携による学校訪問及び生徒指導担当による学校訪問の機会を通して指導方針の定着を図ったところである。6つ目は、児童生徒主体によるいじめの未然防止への取組である。川越市小・中学校児童生徒連絡協議会において、いじめの未然防止のためのスローガンを検討し、決定したスローガンを盛り込んだ「みんなが楽しい豊かな学校にしよう！」を市内全市立学校及び公民館に配布した。7つ目は、いじめの未然防止に向けた関係機関との連携である。各市立学校で実施されている非行防止教室等の講師として川越警察署生活安全課の係長を招聘するなど、いじめ・非行問題防止等に関する内容の講演を行った。8つ目は、川越市青少年間

題・いじめ問題対策連絡協議会と川越市いじめ問題対策委員会が連携し、スマートフォンの使用に係る家庭用啓発リーフレット「大切な我が子を守るために！」の配布協力を行い、いじめ問題に対する取組を推進した。

次に今年度の取組については、平成28年度と同様であるが、24時間体制でいじめ等の相談や情報提供を受け付けるインターネット上の窓口を開設するなど、昨年度より、きめ細かさや質の向上に努め、いじめ問題根絶に向けて取り組んでいきたいと考えている。

委員

いじめ相談電子窓口の相談件数が0件となっており、同窓口に対する認知が進んでいないように思う。今年度の取組にあたり、どのように同窓口に対する周知を進め、活用を図っていくのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

いじめに関する相談をしたい児童生徒に対しては、様々な相談窓口等がある方が良く考えている。その窓口の1つとしていじめ相談電子窓口を開設し、児童生徒がどの時間帯でも相談できる窓口を開設したところである。周知の方法としては、「ストップいじめ」のリーフレットにいじめ電話相談やいじめ相談電子窓口について記載し、周知を図っているところである。

いじめ電子相談窓口の利用件数が少ないことは、児童生徒が利用しづらいことも原因にあると思っている。なお、昨年度から実施している「いじめ通報システム」は何件か通報を受けている。そのため、児童生徒が利用しやすい制度となるよう研究を続けていきたいと考えている。

委員

どの会議に出席してもいじめの認知件数が話題になるが、いじめは存在すると認識した上でどのように重篤化・重症化させず、いじめの早期発見・早期予防に取り組む、いじめの未然防止を図っていくかが重要である。いじめの早期発見・早期予防に取り組んだ結果、重篤化を防止できたことをあらわすことが可能となる指標について検討してもらいたい。また、重篤化・重症化を防止するような取組を具体化する取組の検討をお願いしたい。

副部長兼教育指導課長

どのような方策に取り組んだ場合にいじめの早期発見・早期予防につながるか数値として示すことは非常に難しいと考えている。毎年、同じような取組になっていることは否めないが、今年度は、いじめ通報システムが新たな取組として加わったところである。重篤化・重症化を防ぐための一番の取組は、教職員におけるいじめの認知に対する意識を高めることであり、現状では意識が高まっていると感じている。しかしながら、何よりも大切なことは、いじめ防止・いじめ予防よりも児童生徒にとって学校生活を充実させることが一番の予防策になると考えている。今後、

学力向上や学習が苦手な児童生徒に対する支援や貧困対策など児童生徒に対してどのように教職員が手を差し伸べていけるかが一番大事であると考えている。

委員

取組に対する効果を検証しないといじめの認知件数の大小に注目が集まってしまふ。そのため、取組に対して適切に結果を検証できる指標が設定できるよう検討願いたい。

委員

いじめの認知件数は、児童生徒及び保護者に対するアンケート調査において把握した件数だけでなく、教職員が学校生活の中で把握した件数も入っているのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

このいじめの認知件数は、アンケートにより把握したいじめの認知件数のみである。

委員

いじめが起こった場合には、いじめが解消された場合に対象児童生徒に対して継続してその後の経過を観察するようなことはしていないのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

川越市市議会平成29年第2回定例会（3月議会）の一般質問において、いじめの解消についてに関する一般質問があった。その中では、いじめの解消が100%であることに対する質問であったが、文部科学省による調査に対する回答として報告していると答弁している。文部科学省の調査の回答は、いじめが解消しているもの、一定の解消が図られたが継続しているもの、解消に向けて取組中、その他、の4つの回答区分であるが、この区分に応じて回答を集計している。そのうち前半の2つの回答については、解消しているものとして扱っているため、いじめを認知したものについては、全て解消されていると回答しているものである。従って数字上は解消しているとしても一定の解消が図られたが継続している案件については、学校にて継続して見守りを行っている。国のいじめ問題対策協議会では、いじめ解消の定義として、「加害行為が止んでいる状態が3箇月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと」とする案が示された。この案が正式に決定したわけではないが、本市としても加害行為が止んでいる状態が3箇月継続しているかに限らず継続して見守りをしていきたいと考えている。

1 1 協議事項

1 (1) 市内中学校生徒事故報告書について

(非公開)

1 2 その他

(1) 会議開会に先立ち、書記長が理事者の紹介を行った。

- (2) 教育長の推薦を受け書記の任命が行われ、教育総務課副課長今野葉子が書記に任命された。
- (3) 議事に先立ち教育長から、議案第4号から議案第6号及び報告事項(1)は人事に関する情報であり、協議事項(1)は個人に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、報告事項(1)及び協議事項(1)は、関係理事者（報告事項(1)の関係理事者は教育総務部長、学校教育部長、学校管理課長、教育総務課長、協議事項(1)の関係理事者は教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部长兼教育指導課長、学校教育部参事兼学校管理課長、学校教育部参事兼教育センター所長、教育総務課長、地域教育支援課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (4) 議案第1号の関係者として、都市計画部都市景観課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (5) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長谷川委員が指名された。
- (6) 次回教育委員会は、平成29年5月16日（火）午後2時開催に決定した。